

激変緩和措置がとられます

平成17年度税制改正に伴い保険料段階が上昇する人(市民税の経過措置対象者およびその影響を受ける人)については、18・19年度の2カ年度激変緩和措置がとられます。

◎対象者

平成17年1月1日現在65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で次の①②の要件を満たす方

① 本人が税制改正により市民税課税となった方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方

② 税制改正により、本人は市民税非課税のままだが、世帯主または世帯員が市民税課税となった方で、市民税の経過措置対象者と同一の世帯に属する方もしくは同一世帯に市民税の経過措置対象者以外の課税者がいない方

※税制改正と関係なく保険料段階が上昇する人は、激変緩和措置の対象となりません。

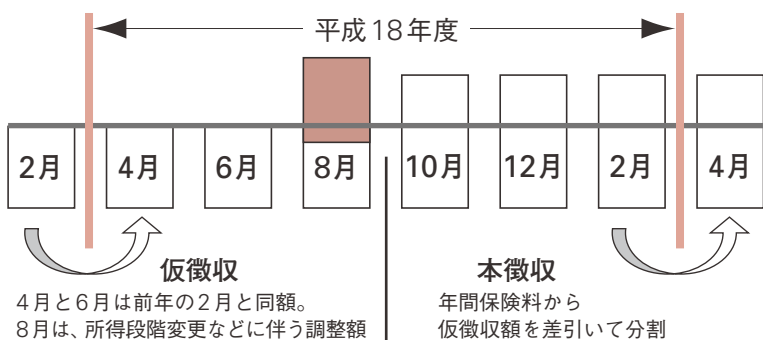
◎対象者における介護保険料の緩和措置

税制改正による所得段階影響者	
税制改正が無いとした場合の18年度所得段階	税制改正後の18年度所得段階
第1段階 21,708円	第4段階 43,416円
第2段階 21,708円	
第3段階 32,562円	
第1段階 21,708円	第5段階 54,270円
第2段階 21,708円	
第3段階 32,562円	
第4段階 43,416円	

経過措置による年度別保険料		
18年度	19年度	20年度
28,654円	36,035円	43,416円
28,654円	36,035円	43,416円
36,035円	39,508円	43,416円
32,562円	43,416円	54,270円
32,562円	43,416円	54,270円
39,508円	46,889円	54,270円
46,889円	50,362円	54,270円

【例】税制改正の影響が無ければ第3段階(32,562円)であったが、税制改正の影響により第5段階(54,270円)になった方の18年度から20年度の介護保険料は18年度は39,508円 → 19年度は46,889円 → 20年度は54,270円となります。ただし、所得状況が18年度以後変更となった場合は、その所得状況により計算します。

特別徴収における仮徴収から本徴収への期別保険料の変更イメージ



普通徴収
年金の年額が18万円未満の人や年度途中で65歳を迎えた人は、市からの納付書や口座振替により個別に納めます。

特別徴収
年金の年額が18万円以上ある人は、年6回の年金支給時に保険料が天引きされます。

保険料の納め方